

議案第 5 8 号

令和 5 年度志摩市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第 2 項の規定により、令和 5 年度志摩市水道事業会計未処分利益剰余金 193,508,978 円のうち 193,508,978 円を利益積立金に積立て、併せて、同法第30条第 4 項の規定により、令和 5 年度志摩市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 2 8 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉